

監査公表第11号

令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和6年12月26日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

令和3年度包括外部監査テーマ
「教育委員会及び市立学校における事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等		
			第1回	第2回	第3回
131	学務課	第2 児童・生徒に対する経済的・教育的支援 1 児童・生徒に対する経済的支援 指摘 11 滞納奨学金の法的回収の不実施 奨学金の延滞債権について、文書や電話による催告を繰り返すのみであり、必要な法的回収手段が講じられていない。徴収停止や履行期限の延長等をせずに漫然と文書や電話による催告を繰り返すのではなく、民事訴訟や支払督促等が相応しい事案については、納税課債権管理室の支援を受けつつ、積極的に法的回収手段を講じるべきである。	滞納奨学金の回収について、納税課債権管理室から支援を受けながら、高額滞納者に対して、資産などの情報を収集して弁済能力があるか、令和5年10月に把握しました。今後は、その情報を基に、積極的に債権回収を進めます。 【検討中】	紳税課債権管理室から支援を受けながら、高額滞納者に対して、資産などの情報を収集して弁済能力があるか、令和5年10月に把握しました。今後は、その情報を基に、積極的に債権回収を進めます。 【検討中】	住民票の写しを請求し、住所が判明した高額滞納者に督促状を送付したところ、一部の滞納者から納付がありました。 今後も、納税課債権管理室の支援を受けながら、延滞債権の回収に努めます。 【措置済み】

133	学務課	<p>第2 児童・生徒に対する経済的・教育的支援</p> <p>1 児童・生徒に対する経済的支援</p> <p>指摘 12 奨学金の連帯保証人要件の確認不足</p> <p>奨学金の連帯保証人について定められている要件のうち、一般的に連帯保証人の申告によらなければ把握できないものについて、その確認が十分になられていない実情が見受けられた。連帯保証人に自ら要件を充足することを誓約書等において表明保証させるような仕組みとすることが考えられる。</p>	<p>連帯保証人の要件については、奨学金貸与の障壁とならないよう、国や県の状況を踏まえ内容を検討しています。</p> <p>要件を変えない場合、当市が確認できない内容について誓約書等で表明させることを検討します。</p>	<p>誓約書において、「連帯保証人の要件を満たしている」ことを表明する旨の記載を令和6年度から追加します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和6年3月に「新潟市奨学金条例施行規則に規定する様式を定める要綱」を改正し、「様式第4号 誓約書」に「連帯保証人の要件を満たしている」ことを表明する旨の記載を追加しました。</p> <p>【措置済み】</p>
134	学務課	<p>第2 児童・生徒に対する経済的・教育的支援</p> <p>1 児童・生徒に対する経済的支援</p> <p>指摘 13 奨学金の返還猶予事由の確認不足</p> <p>奨学金の返還猶予事由該当性の確認が不足している事例が見受けられた。具体的には、失業の場合における世帯の総収入額が生活保護基準以下であるとの確認がなされた事実が書類上確認できなかった。</p>	<p>失業により本人の収入が下がることは明らかであり、また、返還猶予という性質や猶予期間が通算3年以内であることを踏まえ、世帯総収入額の確認が必要であるか検討しています。</p>	<p>失業により本人の収入が下がっていること、失業の場合の返還猶予の期間は通算3年以内と限定していることから、雇用保険受給資格者証の写しなどの提出があれば猶予を認定することに、令和6年度から見直します。</p>	<p>令和6年3月に「奨学金返還猶予取扱要領」を改正し、雇用保険受給資格者証の写しなどの提出があれば、猶予を認定することに見直しました。</p> <p>【措置済み】</p>
208	保健給食課	第5 保健・学校			

	<p>給食</p> <p>2 学校給食</p> <p>指摘 40 学校給食費の未納対応の不備</p> <p>新潟市における学校給食費の未納児童・生徒数や未納金額の推移は概ね横ばいであり、未納率は政令市で最も少ない水準にある。学校給食費未納対策事業として、保護者からの食材費未納分について新潟市が公費で食材業者に直接支払って補てんする事業を行っている。後日、学校が未納給食費を保護者から回収した場合には、補てん額を公費に返還する。支払能力のある未納保護者に対しては、最終的には、民事訴訟法に基づき、新潟市が原告となり「支払督促」制度を活用した法的措置を行うこととされているが、平成29年度以降は法的措置の実績はなく、法的回収手段を実施するための体制が十分に整っているとは言えない実情にある。</p>	<p>公会計化にあたり、債権の引き継ぎも想定されることから、学校給食費の公会計化への移行準備を進めるなかで、体制の整備についても検討していきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>学校では、公会計化に向けて債権の整理や日々の回収に努めています。</p> <p>公会計化にあたっては、債権を市に引き継ぐ予定です。市の債権管理のルールに則って、対応していきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>学校では、公会計化に向けて債権の整理や日々の回収に努めています。</p> <p>現在、公会計化にあたり、一定の条件の下、債権を市に引継ぐ予定としており、整理・引継ぎの基準及びその具体的な方法と、公会計化移行後の債権管理の具体的な方法及びその体制について検討しています。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>
210	<p>保健給食課</p> <p>第5 保健・学校給食</p> <p>2 学校給食</p> <p>指摘 41 長期間にわたる一者随意契約</p> <p>新潟市中学校スクールランチ事業調理配達業務委託（A・B・C ブロック）、新潟市立高</p>	<p>公会計化への移行準備を進めるなかで、他社の参入機会についても検討していきます。</p>	<p>中学校給食の見直しにあたり、プロポーザル方式などによる他者の参入機会も含めて検討していきます。</p>	<p>中学校給食の見直しにあたり、令和7年度以降の事業者との契約は8年とし、プロポーザル方式で選定しまし</p>

	志中等教育学校スクールランチ調理等業務委託について、極めて長期間にわたり一者随意契約が継続されている（前者は平成15年から、後者は平成21年から業務委託を開始）。一者随意契約とする相応の理由があるとしても、それが長期間にわたり半永久的となってしまうことは適当ではないので、一定の時点をもって他者の参入機会が検討されるべきである。	【検討中】	【検討中】	た。 【措置済み】
--	--	-------	-------	--------------

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、
を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。